

## J E M A I 環境マネジメントシステム審査員評価登録センター

**環境審査員倫理行動規範及び順守事項****1. 倫理行動規範**

- 1) 環境マネジメントシステム審査員（以下、「環境審査員」という。）は、環境監査の目的にのっとり、誠意をもって監査を円滑に推進することを心掛ける。
- 2) 環境審査員は、環境審査員として依頼者及び被監査者からの信頼を高めるよう個人の行動、知識及び技能の維持向上に努める。
- 3) 環境審査員は、管理者あるいは監督者として、自らが雇用している、あるいは、指導下にある審査員のマネジメントや専門性及び監査技能の育成・向上を支援する。
- 4) 環境審査員は、自ら実施する力量がない監査は引き受けてはならない。
- 5) 環境審査員は、監査に利害関係を有するすべての人物（以下、「すべての利害関係者」という。）からの、勧誘、贈り物等によるいかなる利益や便宜を受けてはならないし、利益や便宜の供与を示唆してはならない。
- 6) 環境審査員は、チームリーダーや同僚を通じて間接的にいかなる利便や便宜を受けてはならないし、利益や便宜の供与を示唆してはならない。
- 7) 環境審査員は、監査において得た被監査者にかかわる情報及び資料を、被監査者や雇用主の許可なく外部に開示してはならない。
- 8) 環境審査員は、前 7 号に関する事項については、環境マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、「CEAR」という。）への登録の失効後も継続してその義務と責任を負う。

**2. 順守事項**

- 1) 公開されている CEAR の評価登録基準、手順及び関係規程に従う。また、申請に際しては、評価に必要な情報を偽ることなく、すべて提供することに同意する。
- 2) 登録された資格（環境審査員補、環境審査員、環境主任審査員）において、資格基準に定める資格の定義に基づき、監査活動を行う。
- 3) 前 1 項の「倫理行動規範」を順守し、不正を行ったり、誤解を招くことがないよう倫理的に行動し、発言する。
- 4) 「Ⅱ. 環境審査員資格停止・失効・取消（CD150）公開用-2」に基づき、資格停止・失効・取消となった場合は登録資格に基づく一切の活動を停止する。また、資格を有していることを前提にした活動の広告・宣伝をしない。
- 5) 資格停止処分が決定した場合は及び資格取消処分が決定した場合は登録証及び身分証を速やかに CEAR へ返却する。また、資格を有しているような誤解を与える言動はしない。
- 6) 登録証及び身分証を、審査員の身分を証明する目的以外に不正に使用せず、また「環境審査員身分証・登録証の取扱いについて（AD160）通知用」に従い、誤解を招くような方法では使用しない。
- 7) CEAR に寄せられた環境審査員個人に対する苦情に関して CEAR が行う問合せや事情聴取に協力する。
- 8) 監査活動において適切な継続的实施が不可能となる重大な変化が発生した場合には、直ちに CEAR に報告する。